

○「農用地利用配分計画の認可申請に係る公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成29年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 桜江町桑茶生産組合	江津市桜江町市山507-1	江津市桜江町田津255-3外22筆
有限会社 スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市松川町上河戸261-1
大畑 安夫	江津市二宮町神主ハ245-7	江津市都野津町425-2
足達 修	安来市広瀬町梶福留107	安来市広瀬町梶福留122外1筆
加納 千敏	安来市広瀬町梶福留130	安来市広瀬町梶福留125-1外1筆

2 申請年月日

平成29年11月27日

3 縦覧期間

平成29年12月4日から平成29年12月18日まで